

青森県3D設計導入促進事業費補助金実施要領

(目的)

第1 青森県3D設計導入促進事業の実施について、令和8年度青森県3D設計導入促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、必要な事項をこの要領に定めるものである。

(応募)

第2 交付要綱第2に規定する補助事業者の選定の方法は、応募とする。

2 前項の応募は、次に掲げる書類を知事に提出して行うものとする。

- (1) 青森県3D設計導入促進事業費補助応募申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2-1）
- (3) 収支予算書（様式2-2）
- (4) 誓約書（様式2-3）
- (5) 経費の算出根拠となる資料（見積書、システムの概要が分かる資料等）

(選定)

第3 知事は、第2第2項の規定により提出された書類を受付順に審査し、選定する。

2 前項の審査に当たっては、令和8年度青森県3D設計導入促進事業費補助金交付要綱の要件を満たしているほか、次に掲げる点を確認するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 県が実施する融資（間接融資を含む。）に係る債務の履行を怠っていない者であり、かつ、不正又は不誠実な行為をするおそれがないと認められる者であること。
- (4) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 本事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

3 募集期間終了時点において、応募者が多数となり、予算の上限に達した場合は、くじにより、予算の範囲内において選定する。

4 前項のくじは、公開で実施することとし、実施については別途ホームページ等で周知する。

5 知事は、応募者に対し、選定結果を速やかに通知するものとする。

6 知事は、補助事業者が実施する補助対象事業の概要について、ホームページ、印刷物等により、公表することができるものとする。

(導入効果報告)

第4 知事は、補助事業者に対し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の12月末日までに、導入効果報告書(様式3)を提出させるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月27日から施行する。